

十七 棚卸資産の評価の方法

改 正 後	改 正 前
第3款 <u>削 除</u>	第3款 <u>棚卸資産の評価額の計算と評価換え等との関係</u>
5-2-17 <u>削 除</u>	<p>(期中に評価換えをした棚卸資産の帳簿価額及び評価額の計算)</p> <p>5-2-17 <u>法人が事業年度の中途において組織変更等により、その有する棚卸資産につき評価換えを行った場合には、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額は、その評価換えの時を事業年度終了の時とみなしてその選定している評価の方法によって計算した金額とし、その評価換えを行った棚卸資産の当該事業年度終了の時における評価額は、評価換えを行った時においてその評価換え後の金額によって取得したものとして計算するものとする。</u></p>

十八 繰延資産の意義及び範囲等

改 正 後	改 正 前
(資源の開発のために特別に支出する費用)	(資源の開発のために特別に支出する費用)
8-1-2 <u>令第14条第1項第4号</u> ……………	8-1-2 <u>令第14条第1項第5号</u> ……………
(注) ……………	(注) ……………
(公共的施設の設置又は改良のために支出する費用)	(公共的施設の設置又は改良のために支出する費用)
8-1-3 <u>令第14条第1項第8号イ</u> ……………	8-1-3 <u>令第14条第1項第9号イ</u> ……………
(1) ……………	(1) ……………
(2) ……………	(2) ……………
(3) ……………	(3) ……………
(共同的施設の設置又は改良のために支出する費用)	(共同的施設の設置又は改良のために支出する費用)

8-1-4 令第14条第1項第8号イ……………

(資産を賃借するための権利金等)

8-1-5 ……………令第14条第1項第8号ロ……………

(1) ……………

(2) ……………

(注) ……………

(ノーハウの頭金等)

8-1-6 ……………

……………令第14条第1項第8号ハ……………

(注) ……………

(広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用)

8-1-8 令第14条第1項第8号ニ……………

(スキー場のゲレンデ整備費用)

8-1-9 ……………

……………令第14条第1項第8号ホ……………

……………

(注) 1 ……………

2 ……………

(著作権の設定の対価)

8-1-10 ……………

……………令第14条第1項第8号ホ……………

(注) ……………

8-1-4 令第14条第1項第9号イ……………

(資産を賃借するための権利金等)

8-1-5 ……………令第14条第1項第9号ロ……………

(1) ……………

(2) ……………

(注) ……………

(ノーハウの頭金等)

8-1-6 ……………

……………令第14条第1項第9号ハ……………

(注) ……………

(広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用)

8-1-8 令第14条第1項第9号ニ……………

(スキー場のゲレンデ整備費用)

8-1-9 ……………

……………令第14条第1項第9号ホ……………

……………

(注) 1 ……………

2 ……………

(著作権の設定の対価)

8-1-10 ……………

……………令第14条第1項第9号ホ……………

(注) ……………

改 正 後	改 正 前
<p>(同業者団体等の加入金)</p> <p>8-1-11<u>令第14条第1項第8号ホ</u>..... (注)</p> <p>(職業運動選手等の契約金等)</p> <p>8-1-12<u>令第14条第1項第8号ホ</u>..... (注)</p>	<p>(同業者団体等の加入金)</p> <p>8-1-11<u>令第14条第1項第9号ホ</u>..... (注)</p> <p>(職業運動選手等の契約金等)</p> <p>8-1-12<u>令第14条第1項第9号ホ</u>..... (注)</p>

十九 繰延資産の償却期間

改 正 後	改 正 前																														
<p>(繰延資産の償却期間)</p> <p>8-2-3 <u>令第14条第1項第8号</u>.....</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">該当条項</th> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 35%;">細 目</th> <th style="width: 40%;">償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">令第14条第10項第8号イ</td> <td rowspan="2">.....</td> <td>(1)</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">.....</td> <td>(1)</td> <td>イ</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>ロ</td> </tr> </tbody> </table>	該当条項	種 類	細 目	償却期間	令第14条第10項第8号イ	(1)	(2)	(1)	イ	(2)	ロ	<p>(繰延資産の償却期間)</p> <p>8-2-3 <u>令第14条第1項第9号</u>.....</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">該当条項</th> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 35%;">細 目</th> <th style="width: 40%;">償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">令第14条第10項第9号イ</td> <td rowspan="2">.....</td> <td>(1)</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">.....</td> <td>(1)</td> <td>イ</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>ロ</td> </tr> </tbody> </table>	該当条項	種 類	細 目	償却期間	令第14条第10項第9号イ	(1)	(2)	(1)	イ	(2)	ロ
該当条項	種 類	細 目	償却期間																												
令第14条第10項第8号イ	(1)																												
		(2)																												
	(1)	イ																												
		(2)	ロ																												
該当条項	種 類	細 目	償却期間																												
令第14条第10項第9号イ	(1)																												
		(2)																												
	(1)	イ																												
		(2)	ロ																												

令第十四条 第一項第八号	(1)
	(2)
	(3)

令第十四条 第一項第八号
令第十四条 第一項第八号
令第十四条 第一項第八号

(註) 1

2

令第十四条 第一項第九号	(1)
	(2)
	(3)

令第十四条 第一項第九号
令第十四条 第一項第九号
令第十四条 第一項第九号

(註) 1

2